

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第1号に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料</p> <p>算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する病院等にあつては医科点数表、算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表により算定した点数に<u>100分の105</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) 特別室料</p> <p>次に掲げる点数の範囲内において、病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。</p> <p>ア 個室 <u>1,701点</u></p> <p>イ 2人室 <u>494点</u></p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。）</p> <p>1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「医薬品等告示」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に<u>100分の105</u>（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</p> <p>医科点数表等により算定した点数に<u>100分の105</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 健康診断料</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第1号に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料</p> <p>算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する病院等にあつては医科点数表、算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) 特別室料</p> <p>次に掲げる点数の範囲内において、病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。</p> <p>ア 個室 <u>1,717点</u></p> <p>イ 2人室 <u>508点</u></p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。）</p> <p>1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「医薬品等告示」という。）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に<u>100分の108</u>（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</p> <p>医科点数表等により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 健康診断料</p>

ア 個人健康診断料

医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、健康増進のために運動療法の施設を利用する場合の健康診断にあつては、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

イ 集団健康診断料

1人につき、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(8) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき303点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては508点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、529点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては378点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。

(9) 人間ドック料 1人につき 6,405点

(10) [略]

(11) 分べん介助料

ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん 22,000点（人工流産の場合にあつては、23,100点）

イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん 23,000点（人工流産の場合にあつては、24,150点）

ア 個人健康診断料

医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、健康増進のために運動療法の施設を利用する場合の健康診断にあつては、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

イ 集団健康診断料

1人につき、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(8) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき315点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては520点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、541点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては390点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の108を乗じて得た点数とする。

(9) 人間ドック料 1人につき 6,588点

(10) [略]

(11) 乳房マッサージ料 1回につき 259点（消費税等が課されないものにあつては、240点）

(12) 分べん介助料

ア 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん 22,000点（人工流産の場合にあつては、23,760点）

イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん 23,000点（人工流産の場合にあつては、24,840点）

ウ 休日又は深夜における分べん 24,000点（人工流産の場合にあつては、25,200点）

エ [略]

オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数に1,575点を加えた点数を加算した点数とする。

(12) 子宮内避妊器具挿入料

1回につき、使用した子宮内避妊器具の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）及び2,700点を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(13) 子宮内避妊器具除去料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）に500点を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(14) 緊急避妊薬投薬料

1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に69点を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(15) ケミカルピーリング料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める外来診療料の点数に800点を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(16) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料

1回につき 630点

(17) セカンドオピニオン相談料 相談時間30分まで1,050点、その後15分までごとに525点

(18) 陥入爪（巻爪）の超弾性ワイヤーによる治療料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料（再診の場合は、外来診療料）の点数に1指につき100点及び使用した材料の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(19) [略]

ウ 休日又は深夜における分べん 24,000点（人工流産の場合にあつては、25,920点）

エ [略]

オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる分べんの区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数に1,620点を加えた点数を加算した点数とする。

(13) 配偶者間人工授精手技料 1回につき 1,080点

(14) 子宮内避妊器具挿入料

1回につき、使用した子宮内避妊器具の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）及び2,700点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(15) 子宮内避妊器具除去料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（麻酔を行った場合は、所定の点数を加えた点数）に500点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(16) 緊急避妊薬投薬料

1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に69点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(17) ケミカルピーリング料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める外来診療料の点数に800点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(18) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料

1回につき 693点

(19) セカンドオピニオン相談料 相談時間30分まで1,080点、その後15分までごとに 540点

(20) 陥入爪（巻爪）の超弾性ワイヤーによる治療料

1回につき、医科点数表第1章基本診療料に定める初診料（再診の場合は、外来診療料）の点数に1指につき100点及び使用した材料の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(21) [略]

(20) 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料

ア 死体検案料 1体につき 2,100点

イ 死体検案のための医師派遣料

医科点数表第2章第2部在宅医療に定める往診料の点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(21) 死体処置料 1体につき 735点

(22) 洗濯料

ア [略]

イ バスタオル及び肌着（毛製品を除く。）類 各1件につき 24点

ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき 41点

(23) 寝具貸付料 1組1日につき 21点

(24) 病衣貸付料（医療局長が別に定めるものを除く。）

1日につき 7点

(25) 新生児・乳児管理料

ア [略]

イ 乳児管理料 1日につき 735点（生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき700点）

(26) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1通につき 315点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1通につき 189点

(b) 連記式のもの 1人につき 105点

(イ) 死亡診断書 1通につき 315点

(ウ) その他の診断書

a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき 315点

b 生命保険の給付に関する診断書 1通につき 800点

c その他の診断書 1通につき 525点

イ 検案書

(ア) 死体検案書（変死体検案書を除く。） 1通につき 525点

(イ) 変死体検案書 1通につき 1,050点

ウ 証明書

(ア) 交通事故に係る証明書 1通につき 315点

(イ) その他の証明書

(22) 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料

ア 死体検案料 1体につき 2,160点

イ 死体検案のための医師派遣料

医科点数表第2章第2部在宅医療に定める往診料の点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(23) 死体処置料 1体につき 756点

(24) 洗濯料

ア [略]

イ バスタオル及び肌着（毛製品を除く。）類 各1件につき 25点

ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき 42点

(25) 寝具貸付料 1組1日につき 22点

(26) 病衣貸付料（医療局長が別に定めるものを除く。）

1日につき 8点（消費税等が課されないものにあつては、7点）

(27) 新生児・乳児管理料

ア [略]

イ 乳児管理料 1日につき 756点（生後1月以内の乳児の場合にあつては、1日につき700点）

(28) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1通につき 324点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1通につき 194点

(b) 連記式のもの 1人につき 108点

(イ) 死亡診断書 1通につき 324点

(ウ) その他の診断書

a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき 324点

b 生命保険の給付に関する診断書 1通につき 823点

c その他の診断書 1通につき 540点

イ 検案書

(ア) 死体検案書（変死体検案書を除く。） 1通につき 540点

(イ) 変死体検案書 1通につき 1,080点

ウ 証明書

(ア) 交通事故に係る証明書 1通につき 324点

(イ) その他の証明書

<p>a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき <u>315点</u></p> <p>b その他の証明書 1通につき <u>105点</u></p> <p>エ [略]</p> <p><u>(27) 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の3第3項に規定する食事療養及び同令第5条の3の2第3項に規定する生活療養の利用料</u> <u>医療局長の定める点数とする。</u></p> <p>2 紹介外初診時負担額（病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるものにおいて行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 岩手県立中央病院、岩手県立中部病院及び岩手県立磐井病院 <u>2,100円</u>（消費税等が課されないものにあつては、2,000円）</p> <p>(2) 前号に掲げる病院以外の病院 <u>1,370円</u>（消費税等が課されないものにあつては、1,300円）</p> <p><u>3 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあつては、1食につき670円とする。</u></p> <p><u>4 レントゲン設備並びに各種検査及び試験設備開放使用料</u> <u>医科点数表により算定した点数の100分の90に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数に算定方法に定める1点単価の額を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 病院から遠隔地に居住し、医師が病院の近隣で待機が必要と認められた妊婦が利用する宿泊施設の利用料の額は、1室1泊につき1,050円とする。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p>	<p>a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき <u>324点</u></p> <p>b その他の証明書 1通につき <u>108点</u></p> <p>エ [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるものにおいて行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 岩手県立中央病院、岩手県立中部病院及び岩手県立磐井病院 <u>2,160円</u>（消費税等が課されないものにあつては、2,000円）</p> <p>(2) 前号に掲げる病院以外の病院 <u>1,400円</u>（消費税等が課されないものにあつては、1,300円）</p> <p><u>3 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の3第3項に規定する食事療養及び同令第5条の3の2第3項に規定する生活療養の利用料の額は、医療局長の定める額とする。</u></p> <p><u>4 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあつては、1食につき690円とする。</u></p> <p><u>5 レントゲン設備並びに各種検査及び試験設備開放使用料の額は、医科点数表により算定した点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数に算定方法に定める1点単価の額を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>6 病院から遠隔地に居住し、医師が病院の近隣で待機が必要と認められた妊婦が利用する宿泊施設の利用料の額は、1室1泊につき1,080円とする。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。